

# 全国介護保険担当課長会議資料

令和5年7月31日（月）

認知症施策・地域介護推進課

# 目次

## 【認知症施策・地域介護推進課】

1. 財務状況等の見える化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 地域密着型サービスの市町村域を超えた利用（広域利用）について・・・・・・・・・・ 5
3. 令和5年度以降の介護予防・日常生活支援総合事業の個別協議の取扱について・・・・・・・・ 6
4. 地域包括支援センターの体制整備等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
5. 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」について・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

## 4. 地域包括支援センターの体制整備等について

### (1) 地域包括支援センターに係る改正介護保険法の内容について

地域包括支援センター（以下4において「センター」という。）は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関であり、地域の関係者とのネットワークの下、総合相談支援などの包括的支援事業や介護予防支援等の支援を行うとともに、こうした取組を通じて市町村と一体となって地域課題の把握やその対応策の検討等を行うことが期待されている。

他方、高齢化の進展や地域住民の支援ニーズの複雑化・複合化等を背景として、センターの業務負担は増大しており、昨年12月に取りまとめられた社会保障審議会介護保険部会の意見においても「センターの業務負担軽減を推進すべき」とされたところ。

こうした観点から、本年5月に成立した「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（以下4において「令和5年改正法」という。）において、センターが効果的な業務を実施し、それぞれの地域における地域包括ケアの中核機関として期待される役割を発揮できるよう、介護保険法の改正を行ったところ（令和6年4月1日施行）。

#### ① 介護予防支援の指定対象の拡大

介護予防支援については、センターのみが市町村の指定を受けることができ、その一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができることとされており、令和3年度介護報酬改定においては、委託連携加算の創設など委託をしやすい環境の整備を進めてきたところ。

#### ア 令和5年改正法の内容

他方、高齢化の進展に伴いセンターの介護予防支援に係る業務の負担感は増大しており、令和4年地方分権改革提案においても、一部の自治体から、センターの業務負担軽減のための介護予防支援の指定対象の拡大が求められた。

こうした背景を踏まえ、昨年の社会保障審議会介護保険部会においても、介護予防支援の指定の範囲についての議論がなされ、「センターの業務負担軽減を進めるに当たり、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当である。」との意見が取りまとめられた。

こうした介護保険部会の意見を踏まえ、令和5年改正法において、

- ・介護予防支援の指定対象に指定居宅介護支援事業者を追加するとともに（参考1）、介護予防支援に関するセンターの一定の関与を担保するため、
- ・センターが行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の内容として、介護予防サービス計画の検証を追加し、当該検証に当たり必要と認める場合は介護予防サービス計画の実施状況に関する情報の提供を求めることができる（参考2）

こととする措置を講じたところ。

(参考1) 令和5年改正法条文(介護予防支援の指定対象の拡大)

(指定介護予防支援事業者の指定)

第百十五條の二十二 第五十八條第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第百十五條の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの設置者又は指定居宅介護支援事業者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者(当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用居宅要支援被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。)に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。

(参考2) 令和5年改正法条文(センターの一定の関与を担保)

(地域支援事業)

第百十五條の四十五 (略)

2 (略)

一、二 (略)

三 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業

(介護予防支援事業に関する情報提供の求め等)

第百十五條の三十の二 市町村長は、第百十五條の四十五第二項第三号の規定による介護予防サービス計画の検証の実施に当たって必要があると認めるときは、指定介護予防支援事業者に対し、介護予防サービス計画の実施状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援の事業の適切かつ有効な実施のために必要があるときは、第百十五條の四十六第一項に規定する地域包括支援センターに対し、必要な助言を求めることができる。

イ 今後のスケジュール等

指定居宅介護事業者が市町村の指定を受けて指定介護予防支援を実施する場合の指定基準や介護報酬については、社会保障審議会介護給付費分科会の議論を踏まえてお示しすることとしている。

また、センターの一定の関与に関する包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実務の詳細については、指定基準等の内容やセンターの業務負担軽減の観点も含め検討中であり、今年度中に介護保険施行規則や地域支援事業実施要綱の改正等を行い、その内容をお示しする予定であるので、ご承知おき願いたい。

ウ その他留意事項

次の内容については、従前どおりであることを申し添える。

- ・介護予防・日常生活支援総合事業における第1号介護予防支援事業(いわゆる介護予防ケアマネジメント)は、地域包括支援センターが実施(指定居宅介護支援事業者への委託可能)するものであること
- ・また、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業者の指定を受けている場合に指定居宅介護支援事業者にその一部を委託することができること

## ② 総合相談支援業務の一部委託

センターが行う総合相談支援業務については、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応や認知症高齢者の家族を含めた家族介護者の支援の充実のため、その機能の活用が期待されている。

こうした背景を踏まえ、昨年<sup>1</sup>の社会保障審議会介護保険部会においても、センターの総合相談支援機能を最大限に発揮するための業務負担軽減方策についての議論がなされ、「総合相談支援業務はセンターが行う根幹の業務であることを踏まえ、質の確保に留意しつつ、センターの業務との一体性を確保した上で市町村からの部分委託等を可能とすることが適当である。」との意見が取りまとめられた。

こうした介護保険部会の意見を踏まえ、令和5年改正法において、総合相談支援業務の一部について実施方針を示した上で、その委託を可能とする措置を講じたところである（参考3）。

### （参考3）令和5年改正法条文（総合相談支援業務の一部委託）

（実施の委託）

第百十五条の四十七 （略）

2・3 （略）

4 地域包括支援センターの設置者は、指定居宅介護支援事業者その他の厚生労働省令で定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業の一部を委託することができる。この場合において、当該委託を受けた者は、第一項の方針（地域包括支援センターの設置者が市町村である場合にあつては、厚生労働省令で定めるところにより当該市町村が示す当該事業の実施に係る方針）に従って、当該事業を実施するものとする。

## ア 総合相談支援業務の一部委託の対象について

令和5年改正法において、総合相談支援業務の委託対象は、「指定居宅介護支援事業者その他の厚生労働省令で定める者」とされているところ、この「厚生労働省令で定める者」の範囲については検討中であるが、現在のところ、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下4において同じ。）第140条の67に定める包括的支援事業を委託することができる主体の規定を踏まえつつ、指定地域密着型サービス事業者や老人介護支援センターなど、地域に根ざした相談機能を有する機関をお示しすることを想定している。詳細については、今年度中に介護保険法施行規則の改正を行い、お示しする予定であるので、ご承知おき願いたい。

## イ 一部委託分に関する地域支援事業交付金等の取扱いについて

センターから総合相談支援業務を受託した者の当該業務の運営に要する経費については、地域包括支援センターの運営に要する経費として地域支援事業交付金（重層的支援体制整備事業交付金）の交付対象となる。交付対象額の計算方法については、令和6年度に地域支援事業交付金交付要綱の改正を行い、お示しすることとしている。

## (2) その他地域包括支援センターの業務負担の軽減や質の向上に係る取組について

### ① 柔軟なセンターの職員配置

昨年12月に取りまとめられた社会保障審議会介護保険部会の意見において、「人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、複数拠点で合算して3職種を配置することや、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定など、柔軟な職員配置を進めることが適当である」とされたところ。

介護保険部会の意見を踏まえた具体的な内容については検討中であるが、今年度中に、介護保険法施行規則の改正を含めた所要の措置を講じ、その内容をお示しする予定であるので、ご承知おき願いたい。

### ② 総合事業として行う第1号介護予防支援事業の見直し

センターが行う第1号介護予防支援事業について、質の確保を図りつつ、その業務負担の軽減を行う観点から、昨年12月に取りまとめられた社会保障審議会介護保険部会の意見において、「総合事業において、従前相当サービス等として行われる介護予防ケアマネジメントAについて、利用者の状態像等に大きな変化がないと認められる場合に限り、モニタリング期間の延長等を可能とすることが適当である。」とされたところ。

介護保険部会の意見を踏まえ、今年度中に「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」等の改正を予定しているため、ご承知おき願いたい。

### ③ センターの事業評価指標の見直しについて

平成30年度に策定したセンターの事業評価指標について、調査研究事業（令和5年度老人保健健康増進等事業）を活用し、施行5年を経過していることや、今般の制度改正の内容等も踏まえ、見直しの検討を行うこととしている。

仮に見直しを行う場合は、「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能評価について（通知）」（平成30年7月4日厚生労働省老健局振興課長通知）を令和6年度に改正し、市町村・センターにおける評価は当該評価指標に従い令和7年度に前年度分を評価することとなるので、あらかじめご承知おき願いたい。

なお、事業評価の結果については、同通知に基づき、毎年度、老健局認知症施策・地域介護推進課あて報告いただいているところであり、令和7年度以降の報告における報告事務の効率化についての検討を併せて行っていることを申し添える。

### ④ 原案作成委託料支払いシステムの対応（地域包括支援センターが指定居宅介護支援事業所に介護予防支援等を委託する場合の委託費支払事務の効率化）について

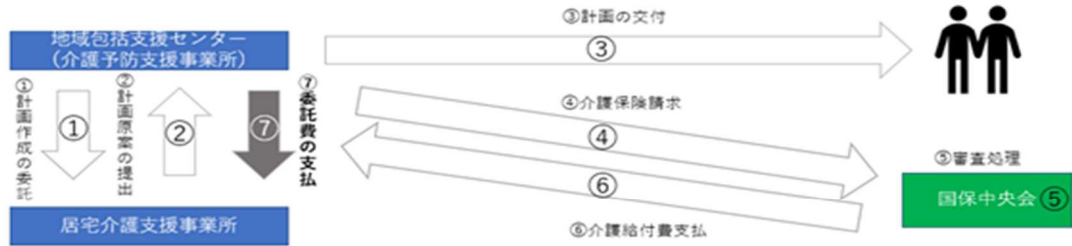
現在、センター（指定介護予防支援事業者）から委託を受けて介護予防支援を実施する指定居宅介護支援事業者が委託費を受領する場合は、センターが国保連合会に対して介護報酬（介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費）の請求を行い、審査処理後に地域包括支援センターに対して介護給費等を支払った後にセンターから指定居宅介護支援事業者へ委託費を支払っている。

一方で、一部の国保連合会において、センターが請求する介護報酬（介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費）から委託先の指定居宅介護支援事業者に委託費を支払うスキーム（代理受領）も存在している。

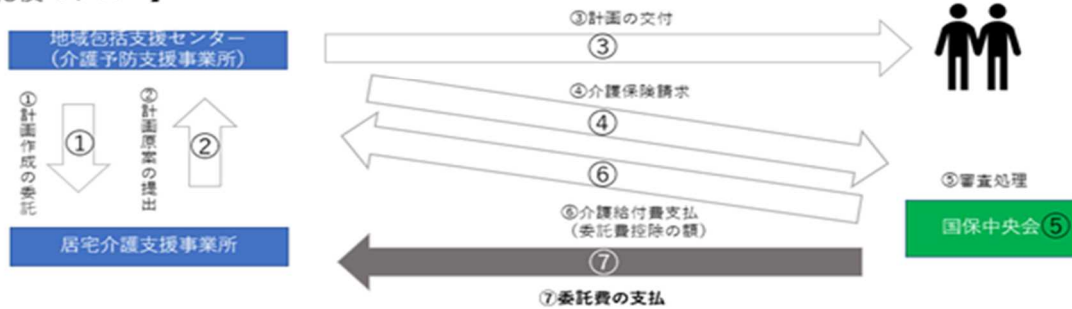
上記のスキームを全国標準の仕組みとして活用することでセンターの事務負担軽減が期待できることから、本年度中に改修等を実施し、令和6年度から運用できるよう対応をしているところ。正式な稼働が決まった際には改めて周知させていただきたい。

(イメージ図)

【現行のフロー】



【システム化後のフロー】



# 船橋在宅医療ひまわりネットワークの取り組み

○船橋在宅医療ひまわりネットワークとは？

平成25年に設立された、28の医療・介護関係団体及び行政（船橋市）で組織する任意団体です。在宅医療の充実と医療・介護の連携を推進するために、「船橋市における在宅医療・介護連携の心得」や「ひまわりシート」、「ひまわりマップ」の作成や、専門職向けの研修会・市民向けの市民公開講座の開催等に取り組んでいます。詳しくは右のコードよりホームページをご覧ください。



## 船橋市における在宅医療・介護連携の心得

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域包括ケアシステムを構築することが急務であり、在宅医療の推進が重要となります。医療・介護がこれまで以上に連携し、情報の共有を図り的確で迅速な対応を行うことが近道と考えます。

そこで、船橋在宅医療ひまわりネットワークでは、医療・介護連携を円滑に行うべく、医療・介護関係者の皆様から入院退院における困りごとを聞き、これを解決するために必要な約束事を「心得」と位置付け、基本的な行動等を明示することといたしました。

そして、この「心得」作成の主たる目的は、本人が希望する生活が送れるよう、できる限り在宅に居ることを叶えることにあります。私または、看取りも含め本人が望む暮らしができるように、『生きるため』の生を見つめ、尊厳を持って生きられるよう支援や環境づくりを行うことを目指します。

この心得が皆様の連携のあり方を考える一助となれば幸いです。

平成28年3月  
船橋在宅医療ひまわりネットワーク  
代表 五元 弘次  
副代表 杉田 厚（顔の見える連携づくり委員会リーダー）

※この心得では「本人はすでに各種決定を受けており、ケアマネジャーが持っていること」が前提とされています。  
・本文①～④までの数字は、別添の心牌フローと連動しており、数字の色は在宅医療（医療一青色、介護一緑色、本人・家族一緑色）、病院側一黄色、共通項目一黄色の色で示されています。

この心得で読む  
・在宅側とは一かかりつけ医（内科医含む）、薬剤師、訪問看護、ケアマネジャー、ヘルパー、リハビリ、介護サービス事業者など、在宅療養や施設入所等で本人と直接関わる関係の方々を指します。  
・かかりつけ医とは一施設や訪問診療を含め、当該本人が住み慣れたクリニック等の医師を指します。  
・病院側とは一病院勤務の様々な職種の方々を指します。問合せ先など各病院によって様々であるため、この心牌の中ではあえて指定しておりません。  
・本人とは一介護サービス利用者本人や患者本人を指します。

この心牌についてご質問等ございましたら下記のお問合せ先までご連絡下さい。

お問い合わせ先  
船橋在宅医療ひまわりネットワーク事務局（船橋市役所 健康政策課 地域包括ケアシステム推進室内）  
〒273-8501 千葉県船橋市船橋2丁目9番25号  
電話：047(436)2354 FAX：047(436)2409

## 船橋在宅医療ひまわりネットワーク（平成28年3月作成）

# ひまわりシート

※「ひまわりシート」とは  
「船橋在宅医療ひまわりネットワーク（※）」では、在宅医療を受けているご本人・ご家族のいざという時の安心のために、この「ひまわりシート」を作成しました。  
「ご本人の情報」、「緊急時の連絡先」や「緊急時の対応方法」について、あらかじめ医療・介護関係者やご本人・ご家族とよく相談のうえ、シートに記入し、ケースに入れ冷蔵庫の中に保管することで、

①熱が出た場合や痛みが強い場合などでも、ご本人・ご家族が「緊急時の対応方法」を見えることで、**慌てずに対応することが出来ます。**  
②緊急入院する場合に、シートを病院に渡すことで、**重要な情報を的確に伝えることが出来ます。**  
③ご本人がひとり暮らしの場合などでも、救急隊がシートの内容を確認することで、**迅速な救急活動に活かすことが出来ます。**

（※）船橋在宅医療ひまわりネットワークとは、平成25年に設立された、医療・介護関係団体及び行政（船橋市）で組織する任意団体です。今後の急速な高齢化に備え、地域包括ケアシステムの核となる在宅医療の充実と医療・介護の連携を推進するため活動を行っています。

（活用例）

① 救急通報  
ひまわりシートがあることを示すステッカー  
緊急事態をお願いします

② 発見・確認  
救急隊員がひまわりシートから本人の情報等を確認

③ 搬送  
かかりつけの医療機関またはその他の病院へ搬送

## 船橋在宅医療ひまわりネットワーク発行 船橋在宅医療・緩和ケア・リハビリテーション提供機関マップ “ひまわりマップ” [令和4年版]

このマップは、船橋市在住の在宅医療・緩和ケア・リハビリテーション提供機関の所在地、診療科目、サービス内容などを掲載しています。また、各機関の連絡先やホームページのURLも記載されています。

このマップは、船橋市在住の在宅医療・緩和ケア・リハビリテーション提供機関の所在地、診療科目、サービス内容などを掲載しています。また、各機関の連絡先やホームページのURLも記載されています。

このマップは、船橋市在住の在宅医療・緩和ケア・リハビリテーション提供機関の所在地、診療科目、サービス内容などを掲載しています。また、各機関の連絡先やホームページのURLも記載されています。

## 船橋在宅医療ひまわりネットワーク

船橋市在宅医療・緩和ケア・リハビリテーション提供機関マップ “ひまわりマップ” [在宅医療・緩和ケア・リハビリテーション実施状況一瞥]

令和4年版

発行：船橋在宅医療ひまわりネットワーク  
事務局：船橋市 健康・高齢課 地域包括ケア推進課  
TEL: 047-436-2882 FAX: 047-436-2885  
Email: hokutsu-care@city.funabashi.lg.jp

令和4年2月発行



# 船橋市高齢者まちかど案内所事業

船橋市内の介護保険事業所、薬局、接骨院・整骨院、はり・きゅう・マッサージ施設等に協力を依頼し、市民に対して主に介護予防・介護に関するサービスや適切な対応窓口の情報を提供してもらう事業（無償協力事業）です。協力いただく事業所には右のステッカーを配付しております。詳しくは、市のホームページをご覧ください。右のコードからもご覧いただけます。



## みまもりあいプロジェクト

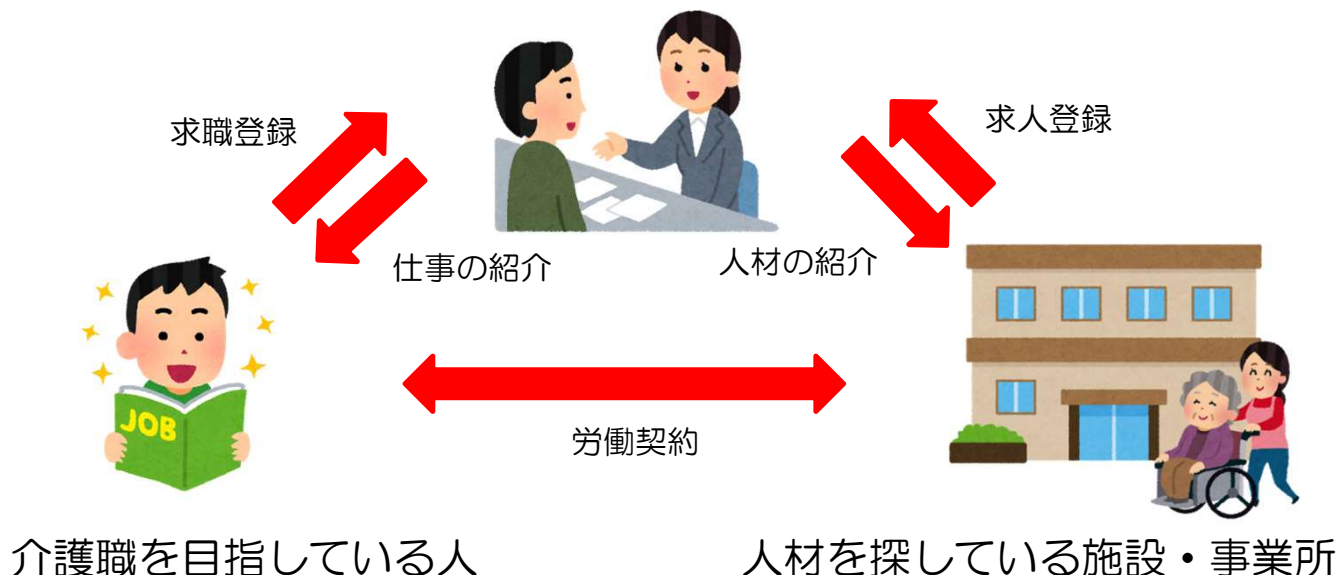
市では、認知症高齢者等が行方不明になった場合に備え、（一社）セーフティネットリンケージと「みまもりあいプロジェクト」に関する協定を結び、同社が提供するスマートフォン用アプリ「みまもりあいアプリ」を使った情報共有を推進しています。協力者（みまもる人）を募集しています。詳しくは市のホームページをご覧ください。右のコードからもご覧いただけます。



問い合わせ先：地域包括ケア推進課 ☎047-436-2558

船橋市内の介護保険施設・事業所の皆様へ

# 専門職が無料で介護職を目指している人材を紹介します！



船橋市介護人材無料職業紹介所は、国の職業紹介事業許可を受けて、船橋市内の求人施設・事業所及び仕事を探している人に対し、専門職による相談受付、職業紹介、研修会の開催等により継続的に支援します。

当施設は、在宅医療支援拠点ふなぽーと内に設置している市の窓口です。

窓口では、日頃より市民をはじめ医療・介護関係者から在宅医療・介護に関する相談を受け付けし支援しています。

専門職として、看護師、介護支援専門員資格を有する社会福祉士を配置しています。

**船橋市介護人材無料職業紹介所**

船橋市北本町1-16-55

船橋市保健福祉センター1階

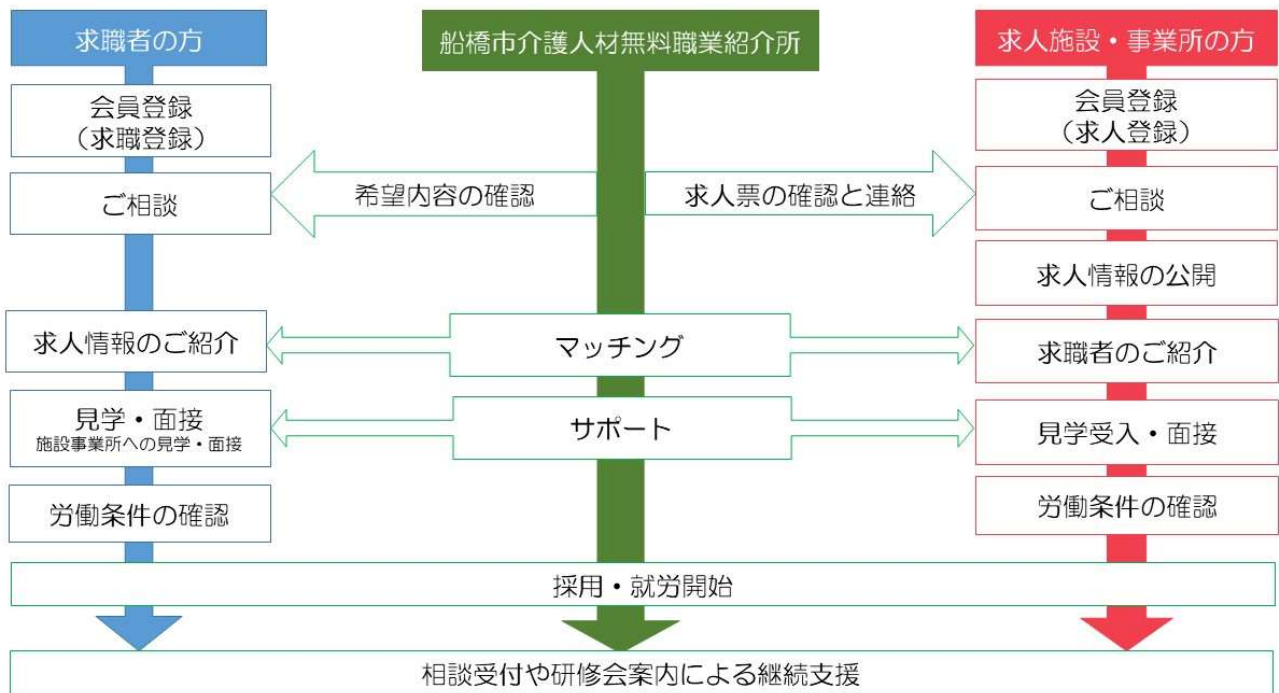
在宅医療支援拠点ふなぽーと内

TEL : 047-409-3770

E-mail : [info@funa-jin.com](mailto:info@funa-jin.com)

HP : <https://funa-jin.com>

# 職業紹介利用のイメージ



## 求人情報の申込はwebから簡単にできます。



こちらのコードより当施設 Webサイトへアクセス可能です。



いい出会い、  
いい仕事。

会員登録後、求人情報の申込が可能となります。  
所定の項目を入力するだけで簡単に申込ができます。  
まずはお気軽にご相談ください。

船橋市介護人材無料職業紹介所

船橋市北本町1-16-55

船橋市保健福祉センター1階

在宅医療支援拠点ふなぽーと内

TEL : 047-409-3770

E-mail : info@funa-jin.com

HP : https://funa-jin.com